

官報

主要目次

- 政令
○外務人事審議会令
○在外公館等借入金整理準備審査会法施行令の一部改正
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
○戸籍法施行規則の一部改正
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
○TDF型無線方位測定機の型式の変更承認
○在外公館等借入金確認請求書の書式の一部改正
○あん摩師またはあんま師、はり師、きゅう師養成学校として認定
○昭和二十六年産大麦、はだか麦及び小麦の政府買入価格改定
○中小企業診断員登録規程輸入に関する事項の公表(第十二回)
○同右(第十三回)
○石油製品配給規則第五條等の規定を適用しない石油製品の品目指定に関する件の一部改正
○特別徴復旧臨時措置法による昭和二十六年年度以降の納付金の国庫納付期日等に関する件の一部改正
○東京中央郵便局羽田分局設置
○志免飯業所本部に勤務する職員の仕事時間改正について
○公共企業体事項
○空知線岡山橋・新中小屋間に一般乗合旅客自動車運送事業開始

政令

外務人事審議会令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年四月十日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第一号

外務人事審議会令
内閣は、外務員設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)第十四條の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(委員の任命)

第一條 外務人事審議会(以下「審議会」という。)の委員は、左に掲げる者について、外務大臣が任命する。
一 外務大臣官房長
二 人事院任用局長又は人事院法制局長
三 学識経験のある者 三人

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格)

第三條 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国務大臣、国会議員及び地方公共団体の議会の議員
二 政党の役員
(会長)

御名 御璽

昭和二十七年四月十日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二号

在外公館等借入金整理準備審査会法施行令の一部を改正する政令
内閣は、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)附則第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(会議)

第五條 審議会は、少くとも一月に一回定例会議を開く外、必要に応じて会議を開くものとする。

2 審議会の議事は、委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会は、委員以外の者で議事に關係がある者認められるものに対し、必要に応じて、審議会に出席して意見を述べることが出来る。

第六條 審議会の庶務は、外務大臣官房において処理する。

第七條 この政令に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。
外務大臣 吉田 茂
内閣総理大臣 吉田 茂

府令

在外公館等借入金整理準備審査会法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年四月十日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二号

在外公館等借入金整理準備審査会法施行令の一部を改正する政令
内閣は、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)附則第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(附則)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年三月三十一日から適用する。

外務大臣 吉田 茂

内閣総理大臣 吉田 茂

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月十日
別表福岡法務局の部柳川支局の款同支局の項を次のように改める。

福岡県の内
柳川市
山門郡の内
大和村
三橋村(瀬高出張所の管轄に属する地域を除く)

附則

この府令は、公布の日から施行する。

毎日文庫
昭和二十七年三月
第三種郵便物認可

告示

電波監理委員会告示第千四百九十一号
無線機器型式検定期則第八條の規定により、TDF型無線方位測定機(昭和二十六年十二月十八日合格、検定番号第一五五八号)の型式の変更を次の通り承認した。

- 一 変更承認の年月日 昭和二十七年三月二十八日
二 承認番号 第一五五八一号
三 申請者の名称 大洋無線株式会社
四 機器の名称及び型式 TDF型無線方位測定機
五 機器製造者の名称 大洋無線株式会社
六 検定周波数範囲 二八五五から五三三五kHzまで

電波監理委員会告示第千四百九十二号
次の周波数測定装置は、無線機器型式検定期則第三條の規定による検定に合格した。
昭和二十七年四月十日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 検定合格の年月日 昭和二十七年三月三十一日
二 申請者の名称 東京無線電機株式会社
三 申請者の名称 東京無線電機株式会社
四 機器の名称及び型式 C-3型周波数監視盤
五 機器製造者の名称 東京無線電機株式会社
六 検定周波数範囲 第一周波数帯第七種
七 測定周波数範囲 第一周波数帯 五三〇kHzより一、六〇〇kHzまで

電波監理委員会告示第千四百九十三号
次の周波数測定装置は、無線機器型式検定期則第三條の規定による検定に合格した。
昭和二十七年四月十日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 検定合格の年月日 昭和二十七年三月三十一日
二 申請者の名称 東京無線電機株式会社
三 申請者の名称 東京無線電機株式会社
四 機器の名称及び型式 C-2型周波数監視盤
五 機器製造者の名称 東京無線電機株式会社
六 検定周波数範囲 第七種
七 測定周波数範囲 五三〇kHzより一、六〇〇kHzまで

電波監理委員会告示第千四百九十四号
次の周波数測定装置は、無線機器型式検定期則第三條の規定による検定に合格した。
昭和二十七年四月十日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 検定合格の年月日 昭和二十七年三月三十一日
二 申請者の名称 国際電気株式会社
三 申請者の名称 国際電気株式会社
四 機器の名称及び型式 VF-134-1型周波数偏差監視計
五 機器製造者の名称 国際電気株式会社

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

Table with columns for radio type (A1, A2), frequency (kHz), and power (W). Includes entries for '水晶発振' and 'リップル変調'.

電波監理委員会告示第千五百三十三号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百一十一号施行の無線局の周波数は、昭和二十六年十一月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百三十四号
昭和二十七年四月十日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第十項中「A三、四五〇kHz」の次に「二、六五〇kHz」を加える。

電波監理委員会告示第千五百三十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百八十号第三項第九は、昭和二十六年十二月十一日廃止した。

電波監理委員会告示第千五百三十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百八十二号屋島丸無線局は、昭和二十六年十一月二十五日廃止した。

電波監理委員会告示第千五百三十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百八十五号第八十九号生丸無線局は、昭和二十六年十一月一日廃止した。

電波監理委員会告示第千五百三十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百九十号武蔵丸無線局は、昭和二十六年八月七日廃止した。

電波監理委員会告示第千五百四十号
昭和二十六年電波監理委員会告示第七百六十六号第二金剛丸無線局は、昭和二十六年十月二十日廃止した。

六 検定周波数範囲 五三三五kHzより一、六〇〇kHzまで
電波監理委員会告示第千四百九十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百七十七号第十つね丸無線局は、昭和二十六年十二月二十五日廃止した。

電波監理委員会告示第千四百九十六号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百六十四号保丸無線局は、昭和二十七年二月九日廃止した。

電波監理委員会告示第千四百九十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百六十九号第二一戎丸無線局は、昭和二十六年十月十日廃止した。

電波監理委員会告示第千四百九十九号
昭和二十七年電波監理委員会告示第千四百九十七号第一共進丸無線局の通信の相手方は、昭和二十七年三月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十号
昭和二十七年電波監理委員会告示第千七百七十七号第五共進丸無線局の通信の相手方は、昭和二十七年三月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百四十三号金栄丸無線局の電波の型式、周波数、空中線電力及び免許の有効期限は、昭和二十六年十二月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十二号
昭和二十七年四月十日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第七項及び第十項を次のように改める。

電波監理委員会告示第千五百一十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千八百八十八号第八十三生丸無線局は、昭和二十六年九月三十日廃止した。

電波監理委員会告示第千五百一十二号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百七十九号第五大盛丸無線局の通信の相手方は、昭和二十七年三月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十三号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百七十九号第五大盛丸無線局の通信の相手方は、昭和二十七年三月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十四号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千八百八十八号吉成丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十七年二月二十六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百九十八号第一安楽丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百二二号第二西漁丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十七年二月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百五十九号日南丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員会告示第千五百一十九号
昭和二十七年四月十日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第十項中「A一、二、四二〇kHzを削り、「八、二八〇kHz」の次に「八、三五五kHz」、「八、五〇〇kHz」の次に「一、一〇四〇kHz」、「一、一四五五kHz」を加える。

網島 毅

◎法務府告示第七十一号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十七年四月十日
法務総裁 木村篤太郎
本籍 熊本県上益城郡宮内村大字上揚三三七七番地
住所 福岡県岡崎市吉南町五百九十九番地 藤岡 勇
大正十四年八月十八日生

◎法務府告示第七十二号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十七年四月十日
法務総裁 木村篤太郎
本籍 広島県佐伯郡五日市町大字五日市千二百九十九番地
住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市コロナルム街一万三千一 西村 正直
昭和十四年二月十八日生

◎法務府告示第七十三号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。
昭和二十七年四月十日
法務総裁 木村篤太郎
本籍 広島県神石郡高瀬村大字木津和三百一番地の四
住所 アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市ブリス街二千八百十五 福島 郷治
大正八年一月十五日生

◎法務府告示第七十四号
左記の者は、申請にかかる日本国内に帰化の件は、これを許可する。
昭和二十七年四月十日
法務総裁 木村篤太郎
現国籍 無国籍
出生地 アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市
大正十一年七月二十八日生
住所 山口県大島郡森野村大字神浦第七十二番地の二
アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市
大正十一年七月二十八日生

◎法務府告示第七十五号
左記の者の申請にかかる日本国内に帰化の件は、これを許可する。
昭和二十七年四月十日
法務総裁 木村篤太郎
現国籍 無国籍
出生地 東京都北多摩郡小井町貫井九百九十八番地 島田 三生
昭和二十二年五月十四日生
住所 東京都豊島区池袋三丁目二番地
大正十三年十月十三日生
住所 横山キキエ
大正十一年三月四日生
住所 横山ムラ子
大正十三年十月十三日生
住所 横山ヤエヨ
昭和三年十月二十八日生
住所 横山 春子
昭和六年三月三日生
住所 横山幸太郎
昭和八年六月四日生

◎法務府告示第七十六号
左記の者の申請にかかる日本国内に帰化の件は、これを許可する。
昭和二十七年四月十日
法務総裁 木村篤太郎
現国籍 無国籍
出生地 アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市
大正八年八月三十日生
住所 大分県別府市大字内蔵九百九十番地 深田 ヒトミ
昭和十八年一月十九日生

◎法務府告示第七十七号
左記の者の申請にかかる日本国内に帰化の件は、これを許可する。
昭和二十七年四月十日
法務総裁 木村篤太郎
現国籍 無国籍
出生地 東京都葛飾区亀有町二丁目八百五十九番地
住所 東京都江戸川区小岩町二丁目二百六十七九番地 長尾 シズ
大正十五年九月十三日生

◎法務府告示第七十八号
在外公館等借入金整理準備審査会法施行令(昭和二十四年政令第三百九十一号)第二條第四項の規定に基き、在外公館等借入金整理準備審査会の審査を受けるものとする。
昭和二十七年四月十日
外務大臣 吉田 茂
在外公館等借入金整理請求書の書式(昭和二十四年外務省告示第六号)中「在外公館等借入金整理準備審査会法第五條第一項の規定による在外公館等借入金整理請求書の書式」に改め、同項の次に次の一項を加ふる。
2 在外公館等借入金整理準備審査会法附則第二項又は第三項の規定による在外公館等借入金整理請求書の書式には、前項の書式を準用する。この場合において、同書式中「第五條第一項」とあるのは「附則」と読み替へるものとする。

◎大蔵省告示第六百四十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、割増金附貯蓄一回積入れのし積金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 割増金附貯蓄一回積入れのし積金
二 條 件 定期積金
(一)預金の種類 定期積金
(二)契約期間 一年
(三)預入金額 一口二千四百円
(四)給付金額 一口二千四百円
(五)掛金の回数 二回
(六)給付金の額 二百円 十回
(七)給付金の回数 全掛金払込済の給付金額一口につき抽せん

◎大蔵省告示第六百四十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、割増金附貯蓄一回積入れのし積金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 百五銀行第十二回福寿定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)給付金額 付けない。
(四)給付金の額 二百円 十回
(五)掛金の回数 全掛金払込済の給付金額一口につき抽せん

◎大蔵省告示第六百四十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、第二回広島県議和記念定期積金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 第二回広島県議和記念定期積金
二 條 件 定期積金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千二百円
(三)掛金の回数 二百円 六回
(四)給付金の額 二百円 六回

◎大蔵省告示第六百五十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、第十五回大東相互銀行定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 第十五回大東相互銀行定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 六回
(四)給付金の額 二百円 六回

◎大蔵省告示第六百五十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、百五銀行第十二回福寿定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 百五銀行第十二回福寿定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 十回
(四)給付金の額 二百円 十回

◎大蔵省告示第六百四十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、上蔵村農協協立更生定期貯金の細目等次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 上蔵村農協協立更生定期貯金
二 條 件 定期貯金
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口五百円
(三)給付金額 付けない。
(四)給付金の額 二百円 六回

◎大蔵省告示第六百四十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、第二回広島県議和記念定期積金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 第二回広島県議和記念定期積金
二 條 件 定期積金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千二百円
(三)掛金の回数 二百円 六回

◎大蔵省告示第六百五十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、第十五回大東相互銀行定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 第十五回大東相互銀行定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 六回
(四)給付金の額 二百円 六回

◎大蔵省告示第六百五十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、百五銀行第十二回福寿定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 百五銀行第十二回福寿定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 十回
(四)給付金の額 二百円 十回

◎大蔵省告示第六百五十二号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、百五銀行第十二回福寿定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 百五銀行第十二回福寿定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 十回
(四)給付金の額 二百円 十回

◎大蔵省告示第六百五十三号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、百五銀行第十二回福寿定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 百五銀行第十二回福寿定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 十回
(四)給付金の額 二百円 十回

◎大蔵省告示第六百五十四号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、百五銀行第十二回福寿定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 百五銀行第十二回福寿定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 十回
(四)給付金の額 二百円 十回

◎大蔵省告示第六百五十五号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)第三條の規定により、百五銀行第十二回福寿定期預金の細目及び次のように定める。
昭和二十七年四月十日
大蔵大臣 池田 勇人
一 名称 百五銀行第十二回福寿定期預金
二 條 件 定期預金
(一)契約期間 六月
(二)給付金額 一口千円
(三)掛金の回数 二百円 十回
(四)給付金の額 二百円 十回

201 昭和27年4月10日 木曜日

官 報

第7576号

昭和27年4月10日 木曜日

官 報

第7576号 200

(様式第一) (用紙の大きさは、日本標準規格B4号)

中小企業診断員登録申請書

中小企業診断員登録規程(昭和二十七年通商産業省告示第七十六号)第四條の規定による登録を受けたので、同規程第三條の規定により申請します。

年 月 日 氏 名 印

通商産業大臣殿

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
本 籍 地		年 月 日	年 月 日	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
現 住 所		年 月 日	年 月 日	性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
学 識	最終卒業または修了学校名	専修学科名	卒業または修了年月日	卒業	<input type="checkbox"/>
職 務	(A) 内容(詳細に記入すること) 講習等の期間修了の年月日	職名	年 月 日	修了	<input type="checkbox"/>
実 務	(B) 勤 務 先 (詳細に記入すること)	職名および在職期間	年 月 年 月	修了	<input type="checkbox"/>
経 歴	(C) 所在の場所	職名	年 月 年 月	修了	<input type="checkbox"/>
の 概 要	(D) 承事した診断の内容(主眼たるものについて) (E) 実施した診断において(F) 要	職名	年 月 年 月	修了	<input type="checkbox"/>
	(G) 著述名ならびに研究題目およびその発表方法				

※登録番号 ※登録年月日 年 月 日 ※受付番号

(記入注意)

- 数字は、算用数字を用い、※印は、記入せず、□のある欄には、該当する□の中にV印をつけること。
- Aの欄には、講習等を行った機関の名称および講習科目等について記入すること。
- Bの欄には、勤務先の名称、部、課名等を年次順に記入すること。
- Cの欄には、東京都○○区とか、○○市とか、○○郡○○町とかの市町村の段階まで記入すること。
- Dの欄の「業名」については、例えば、工業については木製品工業、機械器具工業、雑貨工業、化学工業、窯業、繊維工業等、鉱業については石炭鉱業、金属鉱業等、商業については衣料品販売業、食品販売業、サービス業等と書くこと。
- Eの欄については、いわゆる部門診断をした場合には、経営、企業組織、労務、生産管理、工程管理、販売管理、備有製造技術等、企業全般についての総合診断をした場合には、総合と記入すること。
- Fの欄には、D欄についての診断の趣旨に診断事項として興味を引いたこと、あるいは、診断手法に新しい研究等を行う必要があると認められた事例等についてできるだけ各診断ごとに、D欄に記入した診断に従事した年月および診断に際しての自己の地位(課長、班長、補助者の別)を記入すること。

●文部省告示第十一号

あん摩師はり師きゆう師、柔道整復師学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部、厚生省令第二号)により次の表の第一欄に掲げる学校(課程)で第二欄に掲げる位置にあるものを、それぞれ第一三欄に掲げる、あん摩師はり師、きゆう師養成学校として昭和二十七年三月二十九日付で認定した。

昭和二十七年四月十日

第一欄	第二欄	第三欄
学校課程の名称	位置	養成学校の種類
長野県松本市岡宮町六 (高等部理療科)	一九九番地	あん摩師養成学校 (1)高等部 (2)別科 あん摩師はり師 きゆう師養成学校 専攻科 五年三年
岡山県立岡山盲学校 (高等部理療科)	岡山県岡山市原尾島大 砂場七九九の一番地	あん摩師養成学校 (1)高等部 (2)別科 あん摩師はり師 きゆう師養成学校 専攻科 五年三年
富山県立盲学校	富山県富山市赤江町一 二番地	あん摩師養成学校 (1)高等部 (2)別科 あん摩師はり師 きゆう師養成学校 専攻科 五年三年

文部大臣 天野 貞祐 考

●農林省告示第一号

食糧管理法第三條第二項及び同法施行令第二條第二項の規定によつて、昭和二十六年産大麦、はだか麦及び小麦の政府買入価格は、左に定める金額を昭和二十六年八月一日物価庁告示第三号に定める政府買入価格にそれぞれ加えた額とする。

正味四・五キログラムにつき	三四円
正味五・〇キログラムにつき	三五円
正味六・〇キログラムにつき	三五円
正味六・〇キログラムにつき	五五円

農林大臣 廣川 弘輝

●通商産業省告示第七十六号

中小企業診断員登録規程を次のように制定する。

昭和二十七年四月十日

通商産業大臣 高橋龍太郎

(目的)

第一條 この規程は、企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)に基づいて地方公共団体が行う中小企業の診断の質的充実を期するため、中小企業診断員登録制度を設けることを目的とする。

第二條 この規程において「中小企業診断員」とは、中小企業を診断する資格がある者として、第四條の規定により登録されたものをいう。

(登録の申請)

第三條 中小企業診断員にならうとする者は、第四條第二項の規定による部門別に様式第一の登録申請書、その者の勤務先の所在地または住所を管轄する都道府県知事(以下「管轄知事」という)に左に掲げる事項を登録するものとする。

一 氏名

二 住所

三 登録部門

四 登録番号

五 登録年月日

第六條 管轄知事は、前條の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請書の学識、経歴等を審査し、その者が中小企業診断員としての適格性を有すると認めるときは、中小企業診断員登録原簿(以下「登録原簿」という)に左に掲げる事項を登録するものとする。

一 氏名

二 住所

三 登録部門

四 登録番号

五 登録年月日

第七條 管轄知事は、左に掲げる事項別(登録)による登録の申請があつた場合において、登録申請書の学識、経歴等を審査し、その者が中小企業診断員としての適格性を有すると認めるときは、中小企業診断員登録原簿(以下「登録原簿」という)に左に掲げる事項を登録するものとする。

一 氏名

二 住所

三 登録部門

四 登録番号

五 登録年月日

第八條 左の各号の一に該当するときは、通商産業大臣は、中小企業診断員の登録をまづ消しなければならない。

一 前條の規定により中小企業診断員の登録が取り消されたとき

二 中小企業診断員が死亡したとき

三 登録の有効期間満了の際、更新登録の申請がなかつたとき

第九條 通商産業大臣は、前條の規定による登録のまづ消をしたときは、官報をもちて公告しなければならない。

第十條 この規程は、公布の日から施行する。

8. Gの欄の発表方法については、学会誌、関係機関紙その他それを発表した文書名および年月を書くこと。
9. Hの欄には、現に所属しており、またはかつて所属したことのある団体、例えば、社団法人日本経営士会、社団法人日本技術士会、社団法人日本能率協会等の団体の名称を書くこと。
10. Iの欄には、役員(会長、理事、監事等の別)、会員(正会員、特別会員等の別)等と記入すること。
- (備考)
1. この申請書は、登録申請部門別に作成すること。
 2. この申請書および添付書類は、管轄都道府県知事に差し出すこと。
 3. この申請書および添付書類を郵送する場合には、書留で郵送すること。

(様式第二) (用紙の大きさは、日本標準規格A7号)

中小企業診断員登録証

住所 氏名 年 月 日生

登録部門 登録番号 登録年月日

中小企業診断員登録規程(昭和二十七年通商産業省告示第七十八号) 第四條または第六條の規定により登録された中小企業診断員であることを証する。

通商産業大臣名 印

(裏面) 注意事項

1. この証票は、他人に貸与したり、または譲渡したりしてはならない。
2. 中小企業診断員でなくなつたときは、直ちに交付者に返納すること。

(様式第三) (用紙の大きさは、日本標準規格B5号)

登録事項変更届出書

中小企業診断員登録規程(昭和二十七年通商産業省告示第七十六号) 第五條第一項の規定により、登録証を添えて登録事項の変更を届け出す。

年 月 日

登録部門 登録番号 氏名 印

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	摘要

(備考)

1. この届出書は、登録部門別に作成すること。
2. この届出書は、管轄都道府県知事に差し出すこと。
3. この届出書を郵送する場合には、書留で郵送すること。

(様式第四) (用紙の大きさは、日本標準規格B5号)

中小企業診断員更新登録申請書

中小企業診断員登録規程(昭和二十七年通商産業省告示第七十六号) 第六條第二項の規定による更新の登録を受けたので、同條第一項の規定により、登録証を添えて申請します。

年 月 日

本籍地 現住所 登録部門 登録番号 氏名 印

通商産業大臣殿

(備考)

1. この申請書は、登録部門別に作成すること。
2. この申請書は、管轄都道府県知事に差し出すこと。
3. この申請書を郵送する場合には、書留で郵送すること。

●通商産業省告示第七十七号
輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基づき、輸入品に關する事項の公表を次の通り行う。昭和二十七年三月三十一日から適用となる。

昭和二十七年四月十日 通商産業大臣 高橋龍太郎

商品番号	品 目	経済通関 または決 済割定	船積地域	輸入限度 額(米俵)	担保の比 率(%)	銀行受付 開始日	銀行受付 締切日
313-0530	ス(工業用)	米俵	不指定	16,000	1%	要	4月3日 4月30日

その他の事項

1. 米俵を決済通貨とし、中央地域および近畿地域を船積地域として貨物を輸入する場合に、Back to Back L/Cまたは Escrow L/C によつて決済しなければならない。
2. ウルグワイを原産地とする貨物を輸入することはできない。
3. 外貨資金相当不用品目について、担保の預入を受けた外國為替銀行は、預託の日から外國為替手算の使用の確認の日まで、当該担保を日本銀行に預託しなければならない。

●通商産業省告示第七十七号
輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基づき、輸入品に關する事項の公表を次の通り行う。昭和二十七年四月十日から適用となる。

昭和二十七年四月十日 通商産業大臣 高橋龍太郎

商品番号	品 目	経済通関 または決 済割定	米俵を 決済する 場合	担保の比 率(%)	米俵を 決済する 場合	担保の比 率(%)
011-0300	冷肉肉	×	×	×	×	0.1
024-0100	チーズ(水分40%以下 のものに限る。)	×	×	×	×	0.1
044-0100	とうもろこしおよびこ くりん	×	×	400,000	5	0.1
054-0210	豆類(小豆(赤豆)を除 く。)	×	×	×	×	0.1
054-0220		×	×	×	×	0.1
054-0230		×	×	×	×	0.1
054-0240		×	×	×	×	0.1
054-0250		×	×	×	×	0.1
061-0130	粗糖	×	×	×	×	0.1
061-0110	黒糖	(琉球) ×	×	50,000	3	0.1
061-0130	乳糖	×	×	×	×	0.1

075-0190		×	×	×	×	0.1
075-0211		×	×	×	×	0.1
075-0214		×	×	×	×	0.1
075-0219		×	×	×	×	0.1
075-0221		×	×	×	×	0.1
075-0223		×	×	×	×	0.1
075-0299		×	×	×	×	0.1
081-0210		×	×	×	×	0.1
081-0220		×	×	×	×	0.1
091-0220		×	×	×	×	0.1
099-0899		×	×	×	×	0.1
211-0110	キヤトルハイド	(琉球)	×	600,000	3	0.1
211-0120	水牛皮	×	×	×	×	0.1
211-0200	カーンスキンおよびキ ャンスキン	×	×	×	×	0.1
211-0300	ウーンスキンおよびウー トレサ	×	×	×	×	0.1
211-0130		×	×	×	×	0.1
211-0140	雜牛皮	(琉球)	×	400,000	2	0.1
211-0140		×	×	×	×	0.1
211-0190		×	×	×	×	0.1
211-0220	落花生	×	×	×	×	0.1
221-0120	落花生	×	×	×	×	0.1
221-0220	ゴブラ	×	×	×	×	0.1
221-0400	大豆	×	×	×	×	0.1
221-0500	豆類	×	×	×	×	0.1
221-0600	精 米	×	×	×	×	0.1
221-0700	ひまし	×	×	×	×	0.1
221-0920	ごま	×	×	×	×	0.1
221-0930	えごま	×	×	×	×	0.1
221-0950	からし種子	×	×	×	×	0.1
221-0980	カボツク	×	×	×	×	0.1
231-0110	生ゴム	×	×	×	×	0.1
231-0120	ラテックス	×	×	×	×	0.1
231-0130	カスターチャ	×	×	×	×	0.1
231-0210	合成ゴム	×	×	×	×	0.1
231-0400	くす玉	(琉球)	×	400,000	3	0.1
243-0250	くす玉	(琉球)	×	400,000	3	0.1
631-0910	くす玉	(琉球)	×	100,000	2	0.1

第 7576 号

昭和 27. 4. 10.

313—0540	セレンツワツクス	×	×	0.1	551—0111	パイソクオイル(ギンヤーフまたはGNS#5相当品)	50,000	5	0.1	
411—0210	牛 脂	×	×	0.1	512—0990	ノーブルヘキサン	50,000	5	0.1	
412—0500	オリーブ油	×	×	0.1	512—0990	液体プロパン	150,000	5	0.1	
412—0600	ペーラム油		800,000	1	0.1	512—0990	四エチル鉛	×	×	
412—1200	桐 油	×	×	0.1	511—0975	弗化セリウム	×	×	0.1	
419—0410	蜜ら、5、	×	×	0.1	521—0290	アルキールペンゾール	200,000	5	0.1	
413—0420	カルナバツクス	×	×	0.1	512—0999	アルキールアルヂン	50,000	5	0.1	
412—1911	ナイテツカ油	×	×	0.1	541—0999	ペンサイソ	200,000	5	0.1	
511—0140	精製硝酸および硝酸		100,000	2	0.1	541—0999	ブラス	40,000	5	0.1
511—0945	粗硝酸	×	×	0.1	541—0999	コーチゾツセテート	100,000	5	0.1	
512—0921	アセテートブローダ		100,000	2	0.1	541—0999	チヌトスチロソプロピ	40,000	5	0.1
511—0110	染料		200,000	3	0.1	541—0999	ネー	40,000	5	0.1
531—0170	染料				0.1	541—0999	アロキスチールハイド	40,000	5	0.1
531—0199	染料				0.1	541—0999	ロクロライド	50,000	5	0.1
292—0123	ソノブローア膜皮	×	×	0.1	611—0136	めん羊およびやぎ革	×	×	0.1	
292—0124	ソノブロー膜皮およびその	×	×	0.1	621—0110	ソーリソグコソバソソ	100,000	2	0.1	
532—0250	のエキス	×	×	0.1	892—0100	糖類および定期刊行物	100,000	2	0.1	
532—0250	のエキス	×	×	0.1	892—0220	書籍	×	×	0.1	
532—0240	ケアラチオエキス	×	×	0.1	921—0100	茶番類	×	×	0.1	
292—0122	糖質				921—0920	雑輸入品	50,000	3	0.1	
292—0125	糖質				921—0950	雑輸入品				
533—0860	セルロース		40,000	5	0.1					
533—0199	繊維薬用ビニルモノマー		100,000	2	0.1					
533—0199	繊維薬用ビニルモノマー		100,000	2	0.1					
541—0899	チイヌモア		100,000	5	0.1					
541—0999	セルロース		100,000	5	0.1					
599—0419	レンネツトカゼイン	×	×	0.1						
599—0419	ラクトイソツカゼイン	×	×	0.1						
411—0290	脱水分乳	×	×	0.1						

その他の事項
 1 この公表による輸入承認申請書の外国為替銀行における受付は、昭和二十七年四月三日から開始する。
 2 米ドルを決済通貨とし、中央地域およびビエト連邦を船積地域として貨物を輸入する場合には、Back to Back L/Cまたは Escrow L/C によって決済しなければならぬ。
 3 この公表における、甘草、海人草、くず茶、ソコイソ、ブラス、コーチゾツセテート、チヌトスチロソプロピネー、マチールチヌトスチロソ、アロキスチールハイド、ロクロライド、チヌトスチロソキチン、チイヌモアおよびペロニールアノキチンハイドを輸入する場合には、従事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十八條の規定による厚生大臣の登録を受けていることを証する書類を添えて、外国為替銀行に輸入の承認を申請しなければならない。

4 この公表にいう特別決済勘定とは、アルゼンチン、ブラジル、フィリピン、フランス、台湾、タイおよびインド支那、インドネシア、韓国、オランダ、フィリピン、スエーデン、台湾、タイおよびフィリピン連邦の各清算勘定をいう。 5 貨物を輸入する場合に使用することができる決済通貨または決済勘定は、決済通貨または決済勘定の項当該貨物の欄中「X」印をもつて指定されないものおよび特に除かれていないものに限る。	<p>IV 医薬品関係</p> <p>(イ) 植物性</p> <p>1 槐 花</p> <p>2 オウチン</p> <p>3 センブリ</p> <p>4 ゲンチアナ根</p> <p>(ロ) その他薬品</p> <p>1 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>2 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>3 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>4 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>5 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>6 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>7 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>8 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>9 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>10 エチル・ニトロ・アセチル</p> <p>11 エチル・ニトロ・アセチル</p>	<p>VI 雑貨関係</p> <p>1 工業用原石</p> <p>2 茶金石</p> <p>3 石版石</p> <p>4 卵 白</p> <p>5 つう草紙</p> <p>6 サイカス葉</p> <p>7 蘇 膏</p> <p>8 白きゆ</p> <p>9 エメリー粉</p> <p>10 トリボリ粉</p> <p>11 牛 角</p> <p>12 牛 骨</p> <p>13 牛 骨</p> <p>14 牛 骨</p> <p>15 牛 骨</p> <p>16 乾草</p> <p>17 海 綿</p> <p>18 熱伝導線</p> <p>19 時計寶石</p> <p>20 時計寶石</p> <p>21 時計寶石</p>	<p>化学品関係</p> <p>(イ) 天然産物</p> <p>1 エレクタ</p> <p>2 エレクタ</p> <p>3 エレクタ</p> <p>4 エレクタ</p> <p>5 エレクタ</p> <p>6 エレクタ</p> <p>7 エレクタ</p> <p>8 エレクタ</p> <p>9 エレクタ</p> <p>10 エレクタ</p> <p>11 エレクタ</p> <p>12 エレクタ</p> <p>13 エレクタ</p> <p>14 エレクタ</p> <p>15 エレクタ</p> <p>16 エレクタ</p> <p>(ロ) 合成物</p> <p>1 エレクタ</p> <p>2 エレクタ</p> <p>3 エレクタ</p> <p>4 エレクタ</p> <p>5 エレクタ</p> <p>6 エレクタ</p> <p>7 エレクタ</p> <p>8 エレクタ</p> <p>9 エレクタ</p> <p>10 エレクタ</p> <p>11 エレクタ</p> <p>12 エレクタ</p> <p>13 エレクタ</p> <p>14 エレクタ</p> <p>15 エレクタ</p> <p>16 エレクタ</p>	<p>天然香料</p> <p>1 ボアローズ</p> <p>2 白檀油</p> <p>3 大茴香油</p> <p>4 イランイラン油</p> <p>5 カナツガ油</p> <p>6 レモン油</p> <p>7 オレンジ油</p> <p>8 フラゲランス油</p> <p>9 ベルガモット油</p> <p>10 ラベンダー油</p> <p>11 バチニ油</p> <p>12 シトロネラス油</p> <p>13 レモン油</p> <p>14 ヴェニチアン油</p> <p>15 セラニオン油</p> <p>16 芳 油</p> <p>17 桂皮油</p> <p>18 丁香油</p>
--	--	---	---	--

九、次のように改める。

十五を次のように改める。

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

百、

●通商産業省告示第七十九号

昭和二十四年八月通商産業省告示第六十五号（石油製品配給規則第五條、第六條、第九條、第十一條および第十二條の規定を適用しない、石油製品の品目指定に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月十日 通商産業大臣 高橋龍太郎

1から6までおよび9から16までを削り、7、8および17をそれぞれ1、2および3とし、3の次に次の一項を加える。

4 磁器品、ガラス品

（注）磁器品の種類は、磁器品として指定し、かつ、磁器品として指定された品名であつて、次の規定に適合したもの。

品名	容積	温度	重量
磁器品	50cc以上	120°C以上	1,800cc以下

●通商産業省告示第八十号

昭和二十六年六月通商産業省告示第六十四号（特別磁器復旧臨時措置法第二十四條の規定による昭和二十六年度以降の納付金の国庫納付期日等に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月一日から適用する。

昭和二十七年四月十日 通商産業大臣 高橋龍太郎

第一号のイ中「六月二十五日」を四月十七日に、同号のロ中「九月二十五日」を「七月三十一日」に、同号のハ中「十二月二十五日」を「十月三十一日」に、同号のニ中「三月二十五日」を「一月三十一日」に改める。

第二号のイ中「当該年の一月一日から三月三十一日まで」を「前年の十二月一日から当該年の一月一日から三月三十一日まで」とする。

●郵政省告示第九十号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基づき、昭和二十七年四月十日から次の郵便局分局を設置する。

昭和二十七年四月十日 郵政大臣 佐藤 栄作

名称	位置	取扱事務
東京中央郵便局	東京都大田区	郵便、但し、郵便物集配業務を取り扱わない。
東京中央郵便局分局	東京都大田区	郵便、但し、郵便物集配業務を取り扱わない。

●郵政省告示第九十一号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十二号）第五條の規定に基づき、昭和二十六年五月郵政省告示第九十二号による風景入通信日附印を次のように使用する。

昭和二十七年四月十日 郵政大臣 佐藤 栄作

使用開始年月日 昭和二十七年四月十日

使用局 東京都 東京中央郵便局分局

形式

●郵政省告示第九十二号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十二号）第五條に基づき、昭和二十四年九月郵政省告示第九十七号（通信日附印の形式）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月十日から施行する。

昭和二十七年四月十日 郵政大臣 佐藤 栄作

七の次に次の一号を加える。

七の二、

八の次に次の一号を加える。

八の二、

●建設省告示第三百六十号

横浜特別都市計画外土地地区画整理を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百六十一号

小田原都市計画外土地地区画整理を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百六十二号

八幡都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、滋賀県庁及び蒲生郡八幡町役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百六十三号

都市計画法施行令第三三條の規定により、昭和二十七年四月十日建設省告示第三百六十二号八幡都市計画街路事業の執行行政として、滋賀県知事を昭和二十七年三月三十一日付をもって指定した。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

●建設省告示第三百六十四号

長浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

●建設省告示第三百六十五号

彦根都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、滋賀県庁及び彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百六十六号

彦根都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、滋賀県庁及び彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百六十七号

彦根都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、滋賀県庁及び彦根市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百六十八号

福岡特別都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、福岡県庁及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

●建設省告示第三百六十九号

門司特別都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、福岡県庁及び門司市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

●建設省告示第三百七十号

小倉都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、福岡県庁及び小倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百七十一号

田川都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、福岡県庁及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

（次のよう）は省略

●建設省告示第三百七十二号

久留米特別都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

その関係図書は、福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十日 建設大臣 野田 卯一

●建設省告示第三百七十三号

若松特別都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもって決定した。

213 昭和27年4月10日 木曜日

官報

第7576号

最高裁判所事務総長 鈴木 忠一
最高裁判所事務総長補佐 鈴木 忠一
最高裁判所事務総長補佐 鈴木 忠一

最高裁判所事務総長補佐 鈴木 忠一
最高裁判所事務総長補佐 鈴木 忠一
最高裁判所事務総長補佐 鈴木 忠一

官庁事項
志免鑑業所本部に勤務する職員
志免鑑業所本部に勤務する職員

主文
本事案は、国鉄内類似個所の勤務
本事案は、国鉄内類似個所の勤務

国鉄工場本部事務所の如き一部の勤務
国鉄工場本部事務所の如き一部の勤務

昭和27年4月10日 木曜日

官報

第7576号 212

○最高裁判所
徳島簡易裁判所 豊田亮三郎
徳島簡易裁判所 豊田亮三郎

(各通)
高松簡易裁判所 野田侃四郎
高松簡易裁判所 野田侃四郎

高松簡易裁判所 野田侃四郎
高松簡易裁判所 野田侃四郎

高松簡易裁判所 野田侃四郎
高松簡易裁判所 野田侃四郎

高松簡易裁判所 野田侃四郎
高松簡易裁判所 野田侃四郎

○公共企業体事項

●日本国有鉄道公示第124号
日本国有鉄道公示第124号
日本国有鉄道公示第124号
日本国有鉄道公示第124号

○出版権登録

●出版権登録
●出版権登録
●出版権登録
●出版権登録

○文部省公告

●文部省公告
●文部省公告
●文部省公告
●文部省公告

○裁判所公告

●裁判所公告
●裁判所公告
●裁判所公告
●裁判所公告

○法務府公告

●法務府公告
●法務府公告
●法務府公告
●法務府公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○破産宣告

●破産宣告
●破産宣告
●破産宣告
●破産宣告

○破産宣告及び破産廃止

●破産宣告及び破産廃止
●破産宣告及び破産廃止
●破産宣告及び破産廃止
●破産宣告及び破産廃止

○会社整理開始

●会社整理開始
●会社整理開始
●会社整理開始
●会社整理開始

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

○公告

●公告
●公告
●公告
●公告

●破産宣告
●破産宣告
●破産宣告
●破産宣告

●破産宣告及び破産廃止
●破産宣告及び破産廃止
●破産宣告及び破産廃止
●破産宣告及び破産廃止

●会社整理開始
●会社整理開始
●会社整理開始
●会社整理開始

●公告
●公告
●公告
●公告

●公告
●公告
●公告
●公告

近日中第四回配本 (刑事法篇 2 卷)
收野英一 監修 八木正三 編集
穂積重遠 木宅岡三郎 胖男郎

新判例体系

公法篇 2 卷・民事法篇 1 卷・刑事法篇 3 卷
A 5 判挿入式・総皮クロス特製
全六卷 7,000 頁・一卷 1,200 円・各編分頒ス

申込一万部突破! 全巻四月中完成

新日本法規出版株式会社

東京都新宿区西大久保 2 の 185
名古屋市南区南園町 2 の 52
大阪市東区瓦町 1 の 10
福岡市箱崎海門町 3264

有限会社組織変更公告
昭和二十七年三月三十一日当会社の臨時社員総会に於て総社員的一致をもつて有限会社の組織を変更して大同毛織株式会社とすることを決議いたしましたので組織変更につき異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に当会社までその旨申出下さい。

株式会社合併異議申述公告
昭和二十七年三月八日開催の下記会社の各株主総会に於て東京港後株式会社と株式会社豊組と合併し東京港後株式会社を新設して解散することの決議をいたしましたから右に對し異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出の旨申述相成度此致し。

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

号外 三月八日付第三千九百八頁

組織変更公告
当会社は昭和二十七年三月三十一日の臨時社員総会に於て資本の総額金一百万円会社の発行すべき株式の総数二千株一株の金額五百円全額払込済の株式会社国華工業株式会社に組織変更する旨決議をした。異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に申出られた。

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月三十一日臨時社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

整理計画認可公告
昭和二十四年政令第二九一号に基く当社の整理計画は認可になりましたから同政令第二〇條の規定により公告致します。

合併公告
昭和二十七年四月六日開催の株主総会において下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の日より三箇月以内に其の申出を為す。

社債償還公告
当社第一回号物上担保附社債第二二次定時償還の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

時の法令解説
財政會計制度の能率化
商品取引所制度の改善(経済界の要望)
勤務地手当の区分改訂(新地域給明細)
私立学校振興会を新設(経営資金貸付)
有利になつた郵便貯金(利率等引上げ)
輸出信用保険の拡充
貿易融資、海外広告の両保険(丙種、丁種)を新設

Table with financial data: 流動資産, 固定資産, 負債, 資本, 利益剰余金. Includes a section for '第十七回決算公告' with dates and company name '古河電気工業株式会社'.

定価 一ヶ月 二百四十円 三ヶ月 六百四十円 半年 九百四十円 一年 一千五百四十円
発行所 東京都新宿区市谷本町一丁目五番九号 印刷 印刷局